

ID: 185

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	料金の還付承認		
例規名 根拠条項	聖籠町公共物管理条例 第8条ただし書		
例規番号	平成14年 条例第1号		
<p>【根拠条文】 (料金の還付) 第八条 既に徴収した料金は還付しない。ただし、第十二条第二項第二号又は第三号の規定による処分があつたとき、その他町長が相当な事由があると認めたときに限り申請によつて料金の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日